

第1章 計画の策定の 考え方

1 計画の目的

○我が国が平成26年1月に批准した障害者権利条約※1では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。

○障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的としています。

○本区の基本構想では、「だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち」を障害福祉分野の将来像として、その実現に向けた基本的な7つの取組みを示しています。

○これらを受け、ノーマライゼーション※2 やソーシャルインクルージョン※3 の理念のもと、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域で共に暮らし、共に活動できる社会の実現に向けた取組みをより一層進めていくことが重要です。

○障害者権利条約及び障害者差別解消法※4 で掲げられている障害者に対する合理的配慮※5 については、国の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組みを進めていくこととしています。

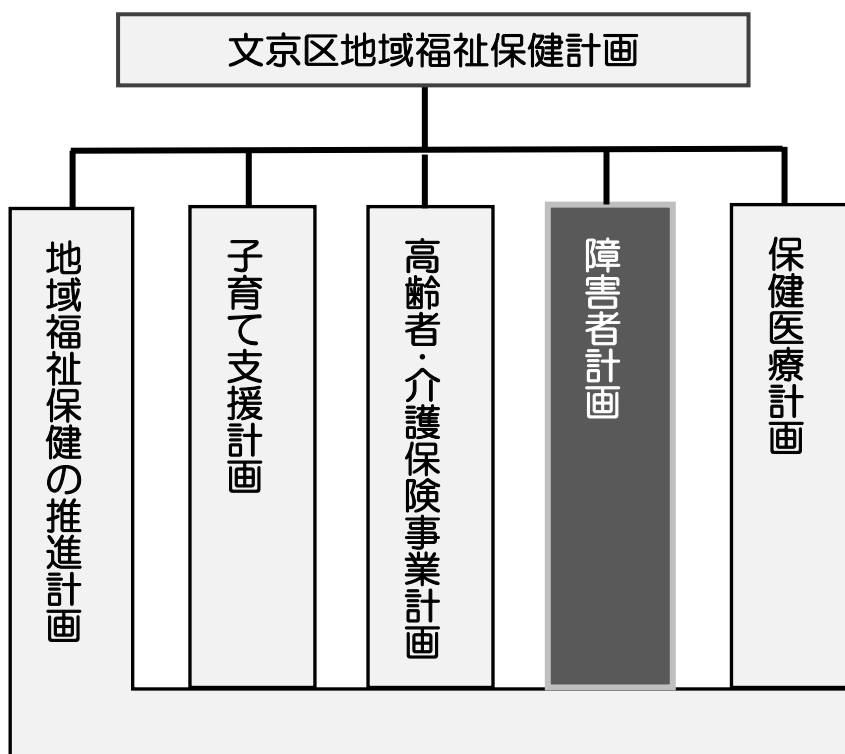
また、児童福祉法の改正により平成30年4月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、一人ひとりの状態に応じて適切なサービス等を提供しその人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等が求められています。

○こうした状況に着実に対応していくため、本区は、平成30年から平成32年までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組みを一体的に示した「文京区障害者計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに認め合いながら共に生きる地域社会の実現を目指していきます。

2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。
- また、本区の障害者計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定した計画であり、区の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。

【図1：計画の位置づけ】



【図2：障害者計画及び障害福祉計画の性格】

	法的な位置付け	策定の内容
文京区 障害者計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	・障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画。
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画。 ・障害者総合支援法の各種サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の事業量の見込等を示す。
	<u>児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」</u>	・ <u>障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画。</u> ・ <u>児童福祉法の各種サービス（障害児通所支援、障害児相談支援等）の事業量の見込等を示す。</u>

3 計画の期間

○本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間を計画期間とし、平成 29 年度に見直しを行います。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
文京区基本構想（平成 22 年～平成 32 年）				
	文京区基本構想実施計画			
前期計画	文京区地域福祉保健計画 文京区障害者計画			

